

第3回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年2月21日（金）午後5時
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）現在の感染状況及び京都府の対応状況等について
- （2）イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージについて（厚生労働省）
- （3）今後の感染拡大防止対策等について

3 閉 会

第3回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年2月21日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	松本 均
	企画調整理事	本永 治彦
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
知事直轄	会計管理者	平井 裕子
危機管理部	危機管理部長	藤森 和也
危機管理部	防災監	坂本 昌也
総務部	総務部長	勝目 康
政策企画部	政策企画部長	稲垣 勝彦
府民環境部	府民環境部長	大谷 学
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	古川 博規
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
農林水産部	農林水産部長	沼田 行博
建設交通部	建設交通部長	富山 英範
府議会	事務局長	太田 稔治
監査委員	事務局長	金谷 宗子
人事委員会	事務局次長	奥野 昌徳
労働委員会	事務局長	磯崎 弘規
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	危機管理対策室長	城石 和久
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中野 孝男

新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

【報道】 令和2年2月21日朝時点

○世界での発生状況

	中国	香港	マカオ	台湾	タイ	韓国	米国	ベトナム	シンガポール	フランス	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カナダ	カンボジア
患者	75,465人	65人	10人	24人	35人	104人	15人	16人	85人	12人	15人	22人	1人	8人	1人
死亡	2,236人	2人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

	スリランカ	ドイツ	アラブ首長国連邦	インド	フィリピン	フィンランド	英国	イタリア	スペイン	スウェーデン	ロシア	ベルギー	エジプト	イラン	日本	合計
患者	1人	16人	9人	3人	3人	1人	9人	3人	2人	1人	2人	1人	1人	5人	94人	76,029人
死亡	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	1人	2,245人

(注) 中国の患者数は、2月13日から19日までは臨床診断により認められたものも含む ※国別ではなく、患者・死亡者が発生した場所(国)別に集計している

※中国の死亡者には、日本人1名を含む

○国内での発生状況

	北海道	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	沖縄県	福岡県	その他※	チャーター便	合計
日本人	4人	2人	22人	8人	7人	0人	0人	0人	1人	12人	3人	2人	5人	14人	80人
中国籍等	1人	3人	3人	1人	2人	1人	2人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	15人
合計	5人	5人	25人	9人	9人	1人	2人	1人	1人	12人	3人	2人	6人	14人	95人
うち死亡者	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※厚生労働省職員や検疫官、患者が中国へ帰国後に検査結果が判明した者など

○横浜港に到着したクルーズ船での発生状況(令和2年2月20日時点)

新型コロナウイルスの陽性が確認されたのは、延べ3,063名中 634名(うち、死亡2名、無症状病原体保有者328名)

(なお、本件はWHOによる各国発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個(その他)の件数として取り扱われている。)

京都府内における新型コロナウイルス感染症に係る検査及び相談の実施状況について

【検査実施状況】（2月20日検査結果判明分まで）

	京都府・京都市 合 計	国立感染症 研 究 所
検査人数	36人	1人
陽 性	1人	1人
陰 性	35人	0人

【専用相談窓口の受付状況】（2月20日まで）

	府 庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 約69件
2月18日	57件	99件	合 計 179件
夜間	23件	—	
2月19日	54件	67件	合 計 154件
夜間	33件	—	
2月20日	55件	41件	合 計 127件
夜間	31件	—	
24時間対応開始後 合計	253件	207件	日平均 約153件
合計	1,149件	692件	合 計 1,841件

主な相談内容： 発熱、咳等の症状はあるが中国に係る渡航歴・接触歴がない場合の受診
会社や社会福祉施設等で感染者が発生した場合の対応
学校等で行事を実施する場合の留意事項

京都府の主な取組について

資料2

令和2年2月21日12時時点

- 凡例 ・ アンダーライン：前回本部会議以降の取組
・ 太字：特に重要な項目

<健康福祉部>

(1) 医療及び診療体制

- 医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり呼吸器症状を呈して医療機関を受診した患者には、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うことについて通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 第一種及び第二種感染症指定医療機関に対し、緊急連絡体制を確認（1月24日）
- 外国語対応が可能な医療機関（34カ所）に対し、疑い患者が受診した場合の適切な対応について周知（1月27日）
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知（1月30日）
- 職員1名がDPAT事務局の用務に従事（2月2日～2月4日）
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター（保健所等）を通じた受診調整を実施（2月6日、2月18日より24時間対応に拡充）
- 京都からDMATチーム14名がクルーズ船の乗客・乗員の救急診療・健康管理活動等に従事（2月9日～2月21日）
- 感染症指定医療機関に対する防護服セット、簡易陰圧装置の購入費補助（令和元年度2月補正予算案）
- 外国語対応が可能な医療機関等に対する医療資材の支援（令和元年度2月補正予算案）
- 携帯型翻訳機の感染症指定医療機関等への配備（令和元年度2月補正予算案）

(2) 検査・報告

- 医療機関に対し、疑わしい患者が受診した場合、保健所に情報提供を行うことについて通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 保健所に対し、医療機関から報告があった場合の疫学調査の実施及び国立感染症研究所での検査実施について通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 国立感染症研究所と連携し、保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制を整備（1月31日）
- 医療機関に対し、湖北省から帰国した職員を把握した場合、保健所に報告すること等を通知（2月4日）
- 保健所疫学調査、検体検査に係る資材の購入（令和元年度2月補正予算案）
- 携帯型翻訳機の保健所への配備（令和元年度2月補正予算案）

(3) 医療衛生材料の確保

- 薬局及びドラッグストアに対し、マスク等の買い占めが行われないよう留意すること、医薬品等の卸売販売者に対し、新型コロナウイルス感染症の治療を行う機関で医療衛生材料が不足することがないよう配慮することを通知（2月3日）

(4) 社会福祉施設等への注意喚起

- 施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- 新型コロナウイルスの関係通知等を周知（1月30日、2月7日、2月14日、2月18日、2月19日、2月21日）
- きょうと子ども食堂補助金対象団体、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業受託団体に対して、新型コロナウイルスのQ&A、専用相談窓口の開設を周知（1月31日）
- 感染対策マニュアルの徹底や武漢市を含む湖北省から帰国した職員がいる場合の対応等について徹底（2月3日）
- 新型コロナウイルスへの対応について周知（2月14日、2月17日）
- 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて周知（2月18日）
- 社会福祉施設等における職員の確保について周知（2月18日）
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について周知（2月18日）
- 利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について周知（2月19日）

(5) 宿泊施設への注意喚起

- 施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- 保健所が行う疫学調査への協力や、宿泊者が発熱をした場合、施設に申し出ることの伝達、従業員の適切な受診等について通知（1月24日）
- 専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 訪日外国人に対する医療機関情報を発信するセーフティーガイドブックを配布（2月6日）
- 営業者が日頃注意すべき事項、感染が疑われる患者が発生した場合の対応を通知（2月6日）
- HIPの文言訂正及びリンクの更新（2月18日）
- 住宅宿泊施設にアルコール消毒液の設置を求める通知（2月18日）

(6) 府民への情報提供、感染症予防対策

- 府庁及び各保健所に専用相談窓口を設置（1月29日設置、2月1日より土日祝、2月18日より24時間対応に拡充）

○府庁及び各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置（2月6日、2月18日より24時間対応に拡充）

○ドラッグストア、観光協会等に対し、訪日外国人に医療機関情報を発信するセーフティガイドブックを配布（2月12日）

○患者等立ち寄り施設における自主的な防疫対策に対する助成、府民利用施設への消毒用品の配置（令和元年度2月補正予算案）

○府民向け啓発リーフレットの作成・配布（令和元年度2月補正予算案）

<知事直轄組織（知事室長）>

【府民・関係団体等への注意喚起】

○京都府ホームページに、新型コロナウイルス感染症の発生について掲載し、手洗いの励行等の感染防止対策、武漢市からの帰国者に対する受診時の注意事項等を周知（1月6日～随時更新）

○京都府ホームページに、英語及び中国語で、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載（1月24日、1月30日、以降日本語ページに合わせて随時更新）するとともに、国際センター及び大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知（1月30日、1月31日）
府内市町村と情報共有（1月30日、1月31日）

○京都府名誉友好大使に注意喚起メールを送信するとともに、友人・知人にメールを転送するよう依頼（1月31日）

○府所管留学生寮の寮生に対し、留学生オリエンテーター（府嘱託職員）を通じて注意喚起を行い、母国への帰省、国内旅行等、不在の場合の行き先等を把握（1月22日～）

○ツイッターによる情報発信（1月24日～）

○ラジオによる情報発信（2月1日～）

○府民だより3月号において注意喚起

<知事直轄組織（職員長）>

【所管施設等における感染防止対策】

○感染予防対策の徹底に関する職員長通知の発出（1月31日）

○窓口対応等を行う職員用にマスクを配付（1月31日）

<危機管理部>

【関係機関との連携強化】

○各消防本部に対し、感染者（疑似者含む）を救急搬送した場合には、府に報告するとともに、救急車の消毒や救急隊員の健康管理に留意するよう通知（1月17日、22日）

○新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」指定に伴い、各消防本部に対し、感染者（疑似者含む）を救急搬送した場合の対応について、保健所と調整して搬送協力を行うよう通知（2月3日、4日）

<総務部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 庁舎（議会棟、福利厚生棟、別館等含む）入口にアルコール消毒液を設置（1月31日）

<政策企画部>

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 各DMOのホームページに、新型コロナウイルス感染症の発生にあたり、健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、感染防止対策の実施について掲載（1月28日～）

【国等への要請】

- 全国知事会「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」（2月5日）
- 全国知事会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」（2月21日）

<府民環境部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 所管府民利用施設に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供するとともに、施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施を依頼するとともにアルコール消毒液を設置（1月23日、1月27日、1月30日、2月4日、2月6日）
- 1号館1階受付、府政情報コーナー、府政情報センターの各カウンターに消毒液設置、予防啓発ビラ貼付（2月3日）

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 各市町村や事業者団体等に対し、廃棄物処理における作業者の感染防止について周知徹底を依頼（1月27日、1月31日）
- 知事認可の水道事業者等に対して、水道水の供給に関わる職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策について周知徹底を依頼（1月31日、2月19日）
- 府民向けに、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法等についてホームページで周知（2月7日）

<文化スポーツ部>

【学校における感染防止対策】

- 府内各私立学校・大学に対し、正しい情報に基づく適切な判断・行動、疑わしい症状のある方への受診勧奨、咳エチケットや手洗い等の感染防止対策の励行について校内周知するよう通知するとともに、疑い事象発生時の府への情報提供について協力依頼（1月23日、1月30日）
- 府内各私立学校（大学除く。）に対し、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」指定に伴う学校保健安全法上の対応（校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができる）について通知（1月29日）

- 府内各私立学校（大学除く。）に対し、中国から帰国した児童生徒等への対応の当面の考え方について通知（1月30日、2月4日）
- 府内各私立学校・大学に対し、京都府及び京都市の「帰国者・接触者相談センター」設置について通知（2月6日）
- 府内各私立学校・大学に対し、京都府及び京都市の「帰国者・接触者相談センター」の相談対象に浙江省からの帰国者・接触者が追加された旨通知（2月14日）
- 府内各私立学校・大学に対し、京都府の専用相談窓口が平日・土日・休日24時間対応になった旨及び「帰国者・接触者相談センター」の相談対象を国の受診目安に合わせて拡大した旨通知（2月19日）

【所管施設等における感染防止対策】

- 所管文化施設あて、関連情報ホームページで最新情報を確認し、安全確保に細心の注意を払うよう通知（1月27日）
- 所管文化・スポーツ施設に対し、消毒用エタノールの設置の有無を確認し、未設置の施設には、設置を依頼（1月28日）
- 文化スポーツ施設に対し、感染予防対策の徹底、利用者への注意喚起の掲示等について通知（1月31日）
- 所管文化・スポーツ施設及び各市町村あて、日本政府観光局（JNTO）訪日外国人旅行者向けコールセンターを周知するよう協力依頼（2月5日）
- 所管文化施設及び各市町村・府広域振興局・府教育庁あて、新型コロナウイルス感染症の最新情報（文化庁通知）について通知（2月14日）

<商工労働観光部>

【府民・関係団体等への注意喚起】

- ホテル・旅館等の宿泊施設、旅行業、観光協会等に対し、施設利用者等の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内等における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 企業・商業施設に対し、施設利用者や従業員が感染防止対策を実施するよう通知（1月29日）
- 企業・商業施設に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 旅行者向けに、京都府観光連盟ホームページにおいて日本語及び英語、中国語で注意喚起を実施（1月27日、28日）
- 旅行業、観光協会等に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 旅行者に対し、外務省スポット情報の発出を周知（2月13日）
- 旅行者に対し、外務省感染症危険情報の発出を周知及び感染症対策（事業所等不特定多数の方の出入りするところへの消毒液の設置等）の徹底を通知（2月18日）

【中小企業等への支援】

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設（2月6日）

＜農林水産部＞

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 農林漁業関係団体や外国人を雇用する事業者等に対し、感染防止対策、武漢市等からの帰国者・渡航者に対する注意事項、相談窓口の設置等を周知（1月22日、28日）
- 集客施設や農林漁業体験民泊等に対し、注意喚起と感染防止対策、相談窓口の設置について周知（1月22日、28日）

＜建設交通部＞

【所管施設等における感染防止対策】

- 京都縦貫自動車道（京都府道路公社管理区間）のパーキングエリアにアルコール消毒液を設置（1月30日から）
- 京都府立都市公園（指定管理者公園）に、トイレ・手洗い場等への手洗い励行掲示及び消毒液等を配備するとともに、職員のマスク着用を徹底（1月28日）
- 交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供するとともに、従業員の感染予防及びまん延防止等を依頼（1月31日）
- 京都府内の道の駅（18駅）の施設管理者に対し、アルコール消毒液を設置するよう依頼（2月3日）するとともに、日本政府観光局（JNTO）訪日外国人旅行者向けコールセンターを周知するよう依頼（2月7日）

＜港湾局（建設交通部・商工労働観光部）＞

【所管施設等における感染防止対策】

- 貨物船等が着岸するふ頭内に注意喚起の張り紙を掲示（1月24日）（2月19日追加掲示）
- 中国からの貨物船が着岸するふ頭に、着岸船舶の船員等に向けた消毒液を設置（1月31日）
- 4月29日（水）寄港予定のル・ソレアルは無線検疫の予定であり、乗下船口、トイレ他に消毒液を設置予定
※中国出航後14日以内に来航するクルーズ船については、サーモグラフィ等の臨船検疫が必要であり、初寄港は、5月7日（木）の予定

【関係機関との連携強化】

- 中国からのクルーズ船、国際フェリーの寄港中止等の港湾関係者への情報共有を図るため、舞鶴港安全委員会を開催（1月31日）

- 中国からの貨物船が着岸する国際ふ頭、第2ふ頭に、疑わしい症状がある者が発見された場合の一時隔離スペースを確保（1月31日）
- 貨物船の乗組員に対し、大阪検疫所の検疫官が無線検疫を行い、異常な症状があれば入港させない措置を実施（従来から実施）
- 港湾関係事業者に対し、1月31日付け国家安全保障会議決定「2月1日0時より日本への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において、発行された同国旅券を所持する外国人について、原則、本邦に上陸することができない」旨、情報提供（2月1日）
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況と感染防止対策に係る情報共有、関係機関の連携を図るため舞鶴港健康危機管理連絡会議を開催（大阪検疫所主催 2月10日）
- 埠頭保安管理者に対し、2月12日付け国家安全保障会議決定「2月13日0時より日本への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国の湖北省、浙江省に滞在し又は居住する外国人、又は本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦に上陸することができない」旨、情報提供（2月13日）
- 新型コロナウイルスに係る水際対策について、緊急事態等における、各重要港湾以上の責任者と国土交通省港湾局長（担当課長）と調整を行うためのホットラインを設置（2月14日）
- 国土交通省港湾局からの各港湾管理者へ、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」及び厚生労働省発表の「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」について通知があり、舞鶴港安全委員会を通じて港湾関係機関へ連絡（2月21日）
- 舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報（2月20日時点）
 - ・ コスタ・ベネチア（4月3日予定）
 - ・ クイーン・エリザベス（5月10日予定）
 - ・ サファイア・プリンセス（6月14日予定）

<教育委員会>

【学校における感染防止対策】

- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供（1月22日、23日、24日、2月4日、5日、13日、19日）
- 市町（組合）教育委員会、児童生徒、保護者、教職員等に対し、咳エチケットや手洗い等の感染症対策等を周知（1月27日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、「指定感染症」の指定に伴い、当該感染症に感染した児童生徒については、治癒するまで出席停止できることを周知（1月29日、2月3日）

- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、中国から帰国した児童生徒等に対する発熱や呼吸器症状の確認、人権の配慮、就学の機会の確保等について周知（1月30日、2月4日、12日、14日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業に係る対応について周知（2月19日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、発熱等の風邪の症状が見られた場合の対策のポイントについて周知（2月19日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について周知（2月7日、20日）

<京都府警察本部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 警察署庁舎出入口にアルコール消毒液を設置（1月30日）
- 各種事案対応に当たる職員用にマスクを配付（1月30日）

【関係機関との連携強化】

- 各警察署等に対し、関係機関との連絡体制の構築、情報共有を依頼（1月30日）



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

府内中小企業・観光事業者の新型コロナウイルスの影響について

令和2年2月21日
商工労働観光部

1. 中小企業相談窓口への相談（令和2年1月29日窓口開設）

1月29日～2月5日	2月6日～2月12日	2月13日～2月20日
8件	23件	63件

総数 94件

内訳) 73件 観光客の減少による資金繰りの相談
 (飲食業18件、宿泊業17件、サービス業12件、小売業6件、製造業3件、卸売業3件、その他14件)

20件 中国での生産の停止による材料の仕入れ等の相談
 (製造業9件、小売業5件、サービス業3件、卸売業1件、工事業1件、建設業1件)

1件 その他

2. 新型コロナウイルス対応緊急資金申込状況（令和2年2月6日受付開始）

	2月6日～2月12日	2月13日～2月20日
本申込	6件	7件
相談	12件	64件

総数 本申込 13件
 申請についての相談 76件（申込13件を除く）

資料 5

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための時差出勤について

令和 2 年 2 月
職 員 長 G

【趣 旨】

公共交通機関を利用して出勤する職員について、職員の申し出により混雑時間帯を避けて出勤できる時差出勤を認めることで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する。

【勤務時間】

①	8 : 0 0 ~ 1 6 : 4 5	3 0 分前倒し
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	通常勤務時間
②	9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5	3 0 分後ろ倒し
③	9 : 3 0 ~ 1 8 : 1 5	1 時間後ろ倒し

【対象職員】

公共交通機関を利用して通勤している職員

ただし、業務運営の実態、当日の執行体制等を考慮して適用を決定

※窓口業務など府民サービスに直結する業務については利便性が低下しないよう対応

【手 続】

①職員からの申出

②所属長による承認

③人事課に報告



※今回の時差出勤については、要件に該当する場合には包括承認するものとし、令和 2 年 2 月 2 5 日（火）から適用する。

（職員の服務に関する取扱い等について（昭和 51 年企画管理部長通知）に基づく事前協議は不要）